

○岡山県スポーツ協会加盟団体におけるスポーツ活動再開時に係る
新型コロナウイルス感染拡大防止の基本方針について

令和 2 年 5 月 2 9 日
(令和 2 年 6 月 1 8 日改訂)
(令和 2 年 7 月 1 0 日改訂)
(令和 2 年 9 月 1 9 日改訂)
公益財団法人岡山県スポーツ協会

<基本方針>

本会加盟団体においては、各中央団体等が示している「新型コロナウイルス感染拡大防止に関する注意事項等」を遵守するとともに、特に日本スポーツ協会が作成した、「スポーツイベント再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」ならびに「岡山県における新型コロナウイルス感染症対策に係る県民の皆様への協力のお願ひ」に従い、スポーツ活動を再開することとする。

<留意事項>

1. スポーツ活動の実施について

① 3つの密（密閉・密集・密接）が発生しないよう、適切な感染防止策を徹底すること。

② 十分な距離の確保

運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から、介助者等の必要な場合を除き、周囲の人となるべく距離（2mを目安）を空けること。

強度が高い運動・スポーツの場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空ける必要があること。また、マスクをしていない場合には、十分な距離を空けるよう特に留意をする必要があること。

③ 位置取り

走る・歩く等においては、前の人の呼気の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置取ること。

④ その他

- ・スポーツ活動中に、唾や痰をはくことは極力行わないこと。
- ・タオルやコップの共用はしないこと。
- ・飲食については、指定場所以外では行わず、周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、会話は控えめにすること。
- ・飲みきれなかったスポーツドリンク等を、指定場所以外に捨てないこと。

2. 対外試合や大会等の実施について

① 中央団体等が策定したガイドライン等の遵守を徹底すること

② 実施に当たっては、令和 2 年 9 月 11 日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長の事務連絡「11 月末までの催物の開催制限等について」に示された開催制限等に基づいた対応とし、感染症防止対策を徹底すること。